

ひめネット（検）第20—1号
令和4年5月25日

〒760-0018

高松市天神前10-5高松セントラルスカイビルディング3階
株式会社リンクストア
代表取締役 河原 翔太 殿

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号大興ビル305号
適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット
理事長 野垣 康之

申入書（2）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社より本年1月に送付されました回答書を拝読いたしました。

貴社は、定価を超えるキャンセル料が「平均的損害」であるとする根拠として、①婚活パーティーの特性上、男性参加者と女性参加者との人数の差を0もしくは最小限にすることが求められており、パーティー当日に男女差が生じると参加者に迷惑ないし不満が生じ、サービスに対する信頼が損なわれる、②キャンセルした参加者の代替者がいない場合は、状況によって、当該パーティーの参加料を割引したり、次回以降使用できるポイントを付与している等金銭的損失が生じている、と主張されております。

しかしながら、貴社のご主張は、以下の理由から、「平均的損害」を根拠づけるものとは思われません。

1 参加者に迷惑ないし不満が生じ、サービスに対する信頼が損なわれることについて

男女が参加する婚活パーティーの特性から、男女の参加人数に差が生じることは運営上好ましくないことではあるかもしれません、男女に人数差が生じうることも婚活パーティーの特性のひとつであり、貴社及び参加者も当然の前提としていることです。現に貴社の規約第14条には、①参加人数に関する質問には回答しない、②参加人数を保証・約束するものではない、③急なキャンセルその他の理由により男女の人数に差が生じることがあること、⑤参加人数が、予想と異なったことによって参加者に不利益が生じたとしても一切責任を負わないこととされております。参加者はパーティー当日男女差が生じうることを承知の上で申し込み、参加しているのであり、個々に多少の不満が生じたとしても貴社のパーティー運営を困難にする程度に消費者の信頼が損なわれるとは到底いえません。

2 参加料の割引やポイント付与等金銭的損失が生じていることについて

貴社は、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、岡山県、広島県、山口県及び鹿児島県の8件において、主に土日祝日やその前日にパーティーを多数回開催されております。貴社のように大規模にパーティーを開催される事業者においては、それまでの参加者・キャンセル者の人数、キャンセル時期の動向等の一切のデータを踏まえて利用料金やキャンセルの規定を設定しているはずです。貴社が主張する参加料の割引やポイント付与等は、仮にそのような措置をとることがあるとしても、当初の料金設定の範囲内にあるものであり、それ以上に金銭的損失が生じているとは思われませんし、キャンセルした利用者個人に負担させることも適切ではありません。当法人が確認した限りでは、貴社のように定価を超えるキャンセル料の規定を置く事業者は見当たりません。

以上のように、貴社のご主張には合理性がなく、「平均的損害」を根拠づけるものではありません。当法人が貴社宛に送付した令和3年12月15日付け申入書にある申入れの趣旨記載のとおり是正されるよう再度申入れいたします。

本申入れについてご検討の上、貴社の対応につき、令和4年6月30日までに、当法人宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3 階 野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277